

条 例 議 案 参 考 資 料

(議案第 1 2 6 号～議案第 1 3 2 号)

令和 8 年第 3 回 (9 月) 川 口 市 議 会 定 例 会

令和8年第3回（9月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第126号参考資料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1
議案第127号参考資料	川口市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	10
議案第128号参考資料	川口市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	11
議案第129号参考資料	川口市が設置する一般廃棄物処理施設及び川口市から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	12
議案第130号参考資料	川口市景観形成条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	16
議案第131号参考資料	川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例案新旧対照表……………	17
議案第132号参考資料	川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	27

議案第126号参考資料

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 65 号）
（下線の部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「 <u>外国人生活保護関係情報</u> 」という。）又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「 <u>住登外者宛名情報</u> 」という。）であって規則で定めるもの	1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「 <u>準生活保護関係情報</u> 」という。）又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「 <u>住登外者宛名情報</u> 」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	<u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	2 市長	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	<u>準生活保護関係情報</u> 又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
（略）			（略）		

	する被保険者が負担すべき額の一部を補助する事務であって規則で定めるもの	くは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、 <u>外国人生活保護関係情報</u> 、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	<u>外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
(略)		
1 1 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>外国人生活保護関係情報</u> 又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>外国人生活保護関係情報</u> 又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	する被保険者が負担すべき額の一部を補助する事務であって規則で定めるもの	くは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、 <u>準生活保護関係情報</u> 、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	<u>準生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
(略)		
1 1 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>準生活保護関係情報</u> 又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>準生活保護関係情報</u> 又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

1 3 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、 <u>外国人生活保護関係情報</u> 又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 4 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、 <u>外国人生活保護関係情報</u> 又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 5 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、 <u>外国人生活保護関係情報</u> 、中国残留邦人等支援給付関係情報、障害者関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 6 市長	川口市障害者福祉手当支給条例による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、 <u>外国人生活保護関係情報</u> 又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
1 7 市	川口市重度心身障害	地方税関係情報、生活保護関係情報、

1 3 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、 <u>準生活保護関係情報</u> 又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 4 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、 <u>準生活保護関係情報</u> 又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 5 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、 <u>準生活保護関係情報</u> 、中国残留邦人等支援給付関係情報、障害者関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 6 市長	川口市障害者福祉手当支給条例による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、 <u>準生活保護関係情報</u> 又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
1 7 市	川口市重度心身障害	地方税関係情報、生活保護関係情報、

		による受給資格の登録及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	害者医療費関係情報、ひとり親家庭等医療費関係情報、国民健康保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
23	市長	川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による受給者証の交付及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、 <u>外国人生活保護関係情報</u> 、中国残留邦人等支援給付関係情報、重度心身障害者医療費関係情報、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報、子ども医療費関係情報、国民健康保険給付関係情報、後期高齢者医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
24	市長	児童福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u> </u> 住登外者宛名 情報であって規則で定めるもの
25	市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<u> </u> 住登外者宛名 情報であって規則で定めるもの
(略)			
27	市長	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第	<u>外国人生活保護関係情報</u> 又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	による受給資格の登録及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	害者医療費関係情報、ひとり親家庭等医療費関係情報、国民健康保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
23 市長	川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による受給者証の交付及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、 <u>準生活保護関係情報</u> 、中国残留邦人等支援給付関係情報、重度心身障害者医療費関係情報、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報、子ども医療費関係情報、国民健康保険給付関係情報、後期高齢者医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
24 市長	児童福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>準生活保護関係情報</u> 又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
25 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<u>準生活保護関係情報</u> 又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
(略)		
27 市長	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第	<u>準生活保護関係情報</u> 又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

		50号)による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
28 市長	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	
29 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	
30 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	
31 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	
32 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	

		50号)による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
28 市長	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	
29 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	
30 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	
31 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	
32 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	

3 3 市長	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	<u>住登外者宛名</u> 情報であって規則で定めるもの
3 4 市長	市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、 <u>外国人生活保護関係情報</u> 、障害者関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
(略)		

備考 (略)

別表第3（第4条関係）

情報照会 機関	事 務	情報提供 機関	特 定 個 人 情 報
(略)			
2 市長	<u>外国人生活保護関係事務</u> であって規則で定めるもの	(略)	
(略)			
4 教育 委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	
		市長	<u>生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報</u>

3 3 市長	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	<u>準生活保護関係情報又は住登外者宛名</u> 情報であって規則で定めるもの
3 4 市長	市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、 <u>準生活保護関係情報</u> 、障害者関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
(略)		

備考 (略)

別表第3（第4条関係）

情報照会 機関	事 務	情報提供 機関	特 定 個 人 情 報
(略)			
2 市長	<u>準生活保護関係事務</u> であって規則で定めるもの	(略)	
(略)			
4 教育 委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	
		市長	<u>生活保護関係情報又は準生活保護関係情報</u>

			報であって規則で定めるもの				であって規則で定めるもの
<u>5</u> 教育委員会	(略)			<u>5</u> 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	準生活保護関係情報であって規則で定めるもの
				<u>6</u> 教育委員会	(略)		

川口市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表
○ 川口市認可地縁団体印鑑条例（平成6年条例第14号）

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(登録資格等) 第2条 印鑑の登録を受けられる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次に掲げる者が選任されている場合は、当該者とする。 (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。<u>以下「省令」という。</u>）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 (2) ～(4) （略） 2 （略） (登録原票の修正) 第6条 市長は、印鑑登録原票の登録事項の変更について法第260条の2第11項又は<u>省令第18条の3第7項の規定に基づく届出があったときは</u>、第8条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該届出の記載に基づき印鑑登録原票の登録事項を修正しなければならない。 (印鑑登録証明書) 第10条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む<u> </u>。）に、第5条第1項第3号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事項を記載して作成する。	(登録資格等) 第2条 印鑑の登録を受けられる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次に掲げる者が選任されている場合は、当該者とする。 (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第19条第1項第1号へ </u>に規定する職務代行者 (2) ～(4) （略） 2 （略） (登録原票の修正) 第6条 市長は、印鑑登録原票の登録事項の変更について法第260条の2第11項<u> </u>の規定に基づく届出があったときは、第8条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該届出の記載に基づき印鑑登録原票の登録事項を修正しなければならない。 (印鑑登録証明書) 第10条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。<u>以下同じ。</u>）に、第5条第1項第3号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事項を記載して作成する。

議案第 1 2 8 号参考資料

川口市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表
○ 川口市放課後児童クラブ条例（昭和 4 1 年条例第 1 2 号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（実施時間） 第 4 条 クラブの実施時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 （1）（略） <u>（2） 小学校が授業を行わない日 午前 8 時から午後 6 時 3 0 分まで</u> 2 ・ 3 （略）	（実施時間） 第 4 条 クラブの実施時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 （1）（略） <u>（2） 小学校が授業を行わない日 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める時間</u> <u>ア 土曜日 午前 8 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分まで</u> <u>イ 土曜日以外の日 午前 8 時から午後 6 時 3 0 分まで</u> 2 ・ 3 （略）

議案第 1 2 9 号 参考資料

川口市が設置する一般廃棄物処理施設及び川口市から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

- 川口市が設置する一般廃棄物処理施設及び川口市から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 1 0 年条例第 5 7 号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<u>川口市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例</u> （趣旨） 第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 2 項（同条第 9 項（法第 9 条の 3 の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。<u>第 4 条第 1 項及び第 6 条第 1 項</u>において同じ。）又は<u>法第 9 条の 3 の 3 第 3 項（同条第 4 項又は第 5 項において読み替えて準用する法第 9 条の 3 第 9 項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、法第 9 条の 3 第 1 項又は法第 9 条の 3 の 3 第 1 項若しくは第 2 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び法第 9 条の 3 第 8 項（法第 9 条の 3 の 3 第 4 項又は第 5 項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長又は非常災害廃棄物処理受託者等</u> <u>が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「報告書」という。）の縦覧手続及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出方法を定めるものとする。</u> （定義） 第 2 条 この条例において「非常災害廃棄物処理受託者等」とは、市の委託を受け	<u>川口市が設置する一般廃棄物処理施設及び川口市から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例</u> （趣旨） 第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 2 項（同条第 9 項（法第 9 条の 3 の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。<u>第 3 条第 1 項及び第 5 条第 1 項</u>において同じ。）又は<u>法第 9 条の 3 の 3 第 2 項（同条第 3 項</u> <u>において読み替えて準用する法第 9 条の 3 第 9 項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、法第 9 条の 3 第 1 項又は法第 9 条の 3 の 3 第 1 項</u> <u>に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び法第 9 条の 3 第 8 項（法第 9 条の 3 の 3 第 3 項</u> <u>において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長又は市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「災害廃棄物処分受託者」という。）が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「報告書」という。）の縦覧手続及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出方法を定めるものとする。</u>

て法第2条の3第1項に規定する非常災害廃棄物（以下「非常災害廃棄物」という。）（法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物（以下この条において「特別管理一般廃棄物」という。）であるものを除く。）の処分を行う法第6条の2第3項に規定する非常災害廃棄物処理受託者若しくは同項後段に規定する非常災害廃棄物処理再受託者若しくは同項後段の規定による処分の委託を受けた者又は市の委託を受けて特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分を行う同条第5項に規定する特別管理非常災害廃棄物処理受託者若しくは同項後段に規定する特別管理非常災害廃棄物処理再受託者若しくは同項後段の規定による処分の委託を受けた者をいう。

（対象となる施設の種類）

第3条 報告書の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ・(2) （略）

(3) 法第9条の3の3第3項の規定に基づく場合 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設のうち焼却施設

（報告書の縦覧の告示等）

第4条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書を縦覧に供する場所（以下「報告書の縦覧の場所」という。）及びその期間（以下「報告書の縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) ～(3) （略）

(4) 施設において処理する一般廃棄物（法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。次号において同じ。）の種類

(5) ・(6) （略）

2 非常災害廃棄物処理受託者等は、法第9条の3の3第3項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書の縦覧の場所及び報告書の縦覧の期間のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 非常災害廃棄物処理受託者等の氏名及び住所（法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに事務所又は事業所の所在地）

（対象となる施設の種類）

第2条 報告書の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ・(2) （略）

(3) 法第9条の3の3第2項の規定に基づく場合 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設のうち焼却施設

（報告書の縦覧の告示等）

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書を縦覧に供する場所（以下「報告書の縦覧の場所」という。）及びその期間（以下「報告書の縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) ～(3) （略）

(4) 施設において処理する一般廃棄物 _____
_____の種類

(5) ・(6) （略）

2 災害廃棄物処分受託者は _____、法第9条の3の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書の縦覧の場所及び報告書の縦覧の期間のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 災害廃棄物処分受託者 _____の氏名及び住所（法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに事務所又は事業所の所在地）

(2) (略)

(報告書の縦覧の場所及び期間)

第5条 報告書の縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

(1) (略)

(2) 前条第2項に規定する報告書にあつては、非常災害廃棄物処理受託者等の事務所又は事業所

(3) ・(4) (略)

2 (略)

(意見書の提出先等の告示等)

第6条 (略)

2 非常災害廃棄物処理受託者等は、法第9条の3の3第3項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書の提出先及び提出期限その他必要な事項を公告するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限等)

第7条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) (略)

(2) 前条第2項に規定する意見書にあつては、非常災害廃棄物処理受託者等の事務所又は事業所

(3) (略)

2 前条第1項の規定による告示があつたときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第5条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

3 前条第2項の規定による公告があつたときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第5条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、非常災害廃棄物処理受託者等に意見書を提出することができる。

4 前項の意見書が提出されたときは、非常災害廃棄物処理受託者等は、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(環境影響評価との関係)

第8条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又

(2) (略)

(報告書の縦覧の場所及び期間)

第4条 報告書の縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

(1) (略)

(2) 前条第2項に規定する報告書にあつては、災害廃棄物処分受託者の事務所又は事業所

(3) ・(4) (略)

2 (略)

(意見書の提出先等の告示等)

第5条 (略)

2 災害廃棄物処分受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書の提出先及び提出期限その他必要な事項を公告するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限等)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) (略)

(2) 前条第2項に規定する意見書にあつては、災害廃棄物処分受託者の事務所又は事業所

(3) (略)

2 前条第1項の規定による告示があつたときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

3 前条第2項の規定による公告があつたときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、災害廃棄物処分受託者に意見書を提出することができる。

4 前項の意見書が提出されたときは、災害廃棄物処分受託者は、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又

は埼玉県環境影響評価条例（平成6年埼玉県条例第61号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第4条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

（縦覧期間の特例）

第9条 市長は、非常災害廃棄物の処分を行うための施設の設置又は変更をしようとする場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため当該非常災害廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと認めるときは、第5条第2項の縦覧の期間及び第7条第2項の提出期限を短縮することができる。

2 前項の規定は、非常災害廃棄物処理受託者等について準用する。この場合において、同項中「認める」とあるのは「市長が認める」と、「第7条第2項」とあるのは「第7条第3項」と読み替えるものとする。

（他の市町村等との協議）

第10条 市長は、施設の設置に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村又は特別区の長に、報告書の写し及び第4条第1項各号に掲げる事項を記載した書類を送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

（1）～（3）（略）

2 非常災害廃棄物処理受託者等は、施設の設置に関する区域が前項各号のいずれかに該当するときは、市長に報告書の写し及び第4条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書の写し等」という。）を提出しなければならない。

3 （略）

第11条 （略）

は埼玉県環境影響評価条例（平成6年埼玉県条例第61号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

（縦覧期間の特例）

第8条 市長は、非常災害により生ずる廃棄物の処分を行うための施設の設置又は変更をしようとする場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため当該廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと認めるときは、第4条第2項の縦覧の期間及び第6条第2項の提出期限を短縮することができる。

2 前項の規定は、災害廃棄物処分受託者について準用する。この場合において、同項中「認める」とあるのは「市長が認める」と、「第6条第2項」とあるのは「第6条第3項」と読み替えるものとする。

（他の市町村等との協議）

第9条 市長は、施設の設置に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村又は特別区の長に、報告書の写し及び第3条第1項各号に掲げる事項を記載した書類を送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

（1）～（3）（略）

2 災害廃棄物処分受託者は、施設の設置に関する区域が前項各号のいずれかに該当するときは、市長に報告書の写し及び第3条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書の写し等」という。）を提出しなければならない。

3 （略）

第10条 （略）

議案第 130 号参考資料

川口市景観形成条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市景観形成条例（平成 19 年条例第 26 号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（届出を要しない行為） 第 10 条 法第 16 条第 8 項第 12 号の景観行政団体の条例で定める行為は、別表行為の種類欄に掲げる区分に応じ、同表要件の欄に定める行為のいずれにも該当しない行為とする。	（届出を要しない行為） 第 10 条 法第 16 条第 7 項第 11 号の景観行政団体の条例で定める行為は、別表行為の種類欄に掲げる区分に応じ、同表要件の欄に定める行為のいずれにも該当しない行為とする。

議案第 1 3 1 号参考資料

川口都市計画事業芝東第 5 土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例案新旧対照表
○ 川口都市計画事業芝東第 5 土地区画整理事業施行規程（昭和 5 4 年条例第 1 6 号）（第 1 条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（換地を定めない宅地等の清算金） 第 2 4 条 法第 9 0 条、<u>第 9 1 条第 3 項</u>、第 9 2 条第 3 項又は第 9 5 条第 6 項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における<u>清算金の額</u>は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。	（換地を定めない宅地等の清算金） 第 2 4 条 法第 9 0 条、<u>第 9 1 条第 4 項</u>、第 9 2 条第 3 項又は第 9 5 条第 6 項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における<u>清算金</u>は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

○ 川口都市計画事業芝東第 6 土地区画整理事業施行規程（昭和 5 9 年条例第 6 4 号）（第 2 条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（換地を定めない宅地等の清算金） 第 2 4 条 法第 9 0 条、<u>第 9 1 条第 3 項</u>、第 9 2 条第 3 項又は第 9 5 条第 6 項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における<u>清算金の額</u>は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。	（換地を定めない宅地等の清算金） 第 2 4 条 法第 9 0 条、<u>第 9 1 条第 4 項</u>、第 9 2 条第 3 項又は第 9 5 条第 6 項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における<u>清算金</u>は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

○ 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業施行規程（平成元年条例第13号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（換地を定めない宅地等の清算金） 第24条 法第90条、<u>第91条第3項</u>、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における<u>清算金の額</u>は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。	（換地を定めない宅地等の清算金） 第24条 法第90条、<u>第91条第4項</u>、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における<u>清算金</u>は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

○ 川口都市計画事業石神西立野特定土地区画整理事業施行規程（平成6年条例第21号）（第4条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（換地を定めない宅地等の清算金） 第24条 法第90条、<u>第91条第3項</u>、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における<u>清算金の額</u>は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。	（換地を定めない宅地等の清算金） 第24条 法第90条、<u>第91条第4項</u>、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における<u>清算金</u>は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

○ 川口都市計画事業芝東第 3 土地区画整理事業施行規程（平成 7 年条例第 1 5 号）（第 5 条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（換地を定めない宅地等の清算金） 第 2 4 条 法第 9 0 条、<u>第 9 1 条第 3 項</u>、第 9 2 条第 3 項又は第 9 5 条第 6 項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における<u>清算金の額</u>は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。	（換地を定めない宅地等の清算金） 第 2 4 条 法第 9 0 条、<u>第 9 1 条第 4 項</u>、第 9 2 条第 3 項又は第 9 5 条第 6 項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における<u>清算金</u>は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

○ 川口都市計画事業安行藤八特定土地区画整理事業施行規程（平成 7 年条例第 1 6 号）（第 6 条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（換地を定めない宅地等の清算金） 第 2 4 条 法第 9 0 条、<u>第 9 1 条第 3 項</u>、第 9 2 条第 3 項又は第 9 5 条第 6 項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における<u>清算金の額</u>は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。	（換地を定めない宅地等の清算金） 第 2 4 条 法第 9 0 条、<u>第 9 1 条第 4 項</u>、第 9 2 条第 3 項又は第 9 5 条第 6 項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における<u>清算金</u>は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

○ 川口都市計画事業新郷東部第2土地区画整理事業施行規程（平成9年条例第46号）（第7条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（換地を定めない宅地等の清算金） 第24条 法第90条、<u>第91条第3項</u>、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における<u>清算金の額</u>は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。	（換地を定めない宅地等の清算金） 第24条 法第90条、<u>第91条第4項</u>、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における<u>清算金</u>は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

○ 川口都市計画事業里土地区画整理事業施行規程（平成２３年条例第１２６号）（第８条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（換地を定めない宅地等の清算金） 第２４条 法第９０条、<u>第９１条第３項</u>、第９２条第３項又は第９５条第６項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における<u>清算金の額</u>は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。	（換地を定めない宅地等の清算金） 第２４条 法第９０条、<u>第９１条第４項</u>、第９２条第３項又は第９５条第６項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における<u>清算金</u>は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

○ 川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業施行規程（平成29年条例第98号）（第9条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（換地を定めない宅地等の清算金） 第22条 法第90条、<u>第91条第3項</u>、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における清算金の額は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。	（換地を定めない宅地等の清算金） 第22条 法第90条、<u>第91条第4項</u>、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における清算金の額は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

○ 川口都市計画事業芝中央沿道第２土地区画整理事業施行規程（令和６年条例第５４号）（第１０条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（換地を定めない宅地等の清算金） 第２２条 法第９０条、<u>第９１条第３項</u>、第９２条第３項又は第９５条第６項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における清算金の額は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。	（換地を定めない宅地等の清算金） 第２２条 法第９０条、<u>第９１条第４項</u>、第９２条第３項又は第９５条第６項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における清算金の額は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

議案第 1 3 2 号参考資料

川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表
○ 川口市消防団員等公務災害補償条例（昭和 3 2 年条例第 7 号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（葬祭補償） 第 1 5 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>3 3 0, 0 0 0 円</u>に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	（葬祭補償） 第 1 5 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>3 1 5, 0 0 0 円</u>に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。